

株 主 各 位

横浜市中区南仲通二丁目15番地  
**丸全昭和運輸株式会社**  
代表取締役社長 浅井俊之

## 第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年6月26日(水曜日)午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和元年6月27日(木曜日)午前10時
2. 場 所 横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階  
関内新井ホール(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第117期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第117期(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金処分の件  
第2号議案 取締役18名選任の件  
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.maruzenshowa.co.jp>)に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。

したがって、本定時株主総会招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.maruzenshowa.co.jp>)に掲載させていただきます。

## (添付書類)

### 事業報告

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

#### 1. 企業集団の現況

##### (1) 当事業年度の事業の状況

###### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度における我が国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策の継続などによる企業業績の拡大や雇用環境の改善を背景に、設備投資・個人消費も堅調に推移しました。しかしながら、世界経済は米国の強硬な外交政策による貿易摩擦問題の影響で、中国経済の減速に伴う輸出や生産活動の伸び悩みを反映し、緩やかな回復基調の中にも一部に陰りが見えはじめました。

一方、物流業界におきましては、国内貨物の輸送量は、設備投資や個人消費が底堅く推移する中で、消費関連貨物および生産関連貨物が堅調に推移しましたが、住宅投資等の低迷を受け建設関連貨物が落ち込み、総輸送量は3年ぶりにマイナスに転じました。また、国際貨物の輸送量は、世界経済が引続き堅調に推移した結果、航空貨物の輸入では、食料品・衣類等の消費財の荷動きが失速し、台風21号の影響による関西空港の被災もありましたが、輸出の半導体関連や自動車部品のEVシフト・電装化関連の需要が拡大し、生産財の設備投資がプラス基調を維持しました。船積み貨物の輸出では、順調に推移していた一般機械・電気機械等の機械類のほか、化学製品や古紙の荷動きが年明け以降に失速し、自動車部品については、ASEAN・米国向けは堅調に推移したものの、中国・EU向けの取扱いが減速しました。輸入では食料品・衣類等の消費財の増勢が強まり、設備投資の増加基調が継続し、一般機械・電気機械等の機械類・機械部品の取扱いも堅調に推移しました。

しかしながら、ドライバー不足や同業者間の価格競争などの問題は継続しており、トラックの燃料価格も上昇傾向にあり、輸送量が堅調に推移し明るい兆しも散見しつつ、不安要因が見え隠れする状況が続きました。

このような状況のもと、当社グループは平成28年度を初年度とする3か年にわたる第6次中期経営計画の最終年度が終了しました。本計画は、グローバル化やテクノロジーがさらに進展した世界を次のステージ(NEXT STAGE)と位置付け、その中でも存在感を発揮し続ける企業として、基盤を強化する3年間としました。また、当社の目指す姿を「グローバルな視点でサプライチェーンを最適化するロジスティクス・パートナー」とし、「1. 売上の拡大 2. 企業基盤の強化 3. 営業力の強化」の3点を重点施策として掲げ、目標売上・利益の達成に取り組んでまいりました。

その結果、鉄鋼や化学品など既存荷主の業績好調に加え、モーター関連製品や住宅資材の3PL業務の拡大、建設機械や日用雑貨、車両部品等の取扱いの増加により増収となり、一昨年達成した念願の連結売上1,000億円超の実績をさらに上回り、6期連続の増収増益を達成することができました。

以上により当連結会計年度の売上高は116,967百万円と前期比5.7%の増収、営業利益は7,502百万円と前期比23.2%の増益、経常利益は8,315百万円と前期比22.5%の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は5,937百万円と前期比26.3%の増益となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

#### <物流事業>

貨物自動車運送事業については、関東地区ではステンレス原料や化成品、精密機械輸送の取扱い減少がありました。住宅資材や建設機械の取扱いの増加がありました。中部地区では、冷却設備の輸送取扱い増加があり、関西地区でも、日用雑貨や住宅資材の取扱い増加がありました。また、モーター関連製品の取扱い増加があり、全体では増収となりました。

港湾運送事業については、非鉄金属の輸入の取扱い減少がありました。石炭の輸入や輸出向け車両の取扱い増加があり、全体では増収となりました。

倉庫業については、関東地区では住宅用資材や木質ペレット、幼児用教材の取扱い増加がありました。中部地区では、化成品の取扱い増加があり、関西地区では、日用雑貨や車両部品の取扱い増加があり、全体では大幅な増収となりました。

鉄道利用運送事業については、西日本豪雨災害による山陽本線の一時不通により、九州向けのJR貨物の取扱い減少があり、減収となりました。

その他の物流附帯事業については、外航船収入では、中東向けプラント案件や東南アジア向け設備輸送、欧州からのプラント設備輸送の取扱い減少があり、内航船収入では、非鉄金属の取扱い減少があり、減収となりました。荷捌収入では、精密機器や車両部品の取扱い減少がありましたが、医療用フィルムや住宅資材の取扱い増加があり、増収となりました。航空収入では、機械部品の取扱い減少があり、減収となり、全体では若干の増収となりました。

以上により、<物流事業>は前期比6.5%の増収となりました。

#### <構内作業及び機械荷役事業>

構内作業については、非鉄金属や石炭の取扱い減少がありましたが、工業用ガスや工作機械の取扱い増加があり、増収となりました。機械荷役事業については、クレーン作業の取扱い増加があり、増収となりました。

以上により、<構内作業及び機械荷役事業>は前期比3.4%の増収となりました。

#### <その他事業>

工事収入については、国内の移設案件の受注が減少し、減収となりました。

また、地代収入も契約終了に伴う減床により、減収となりました。

以上により、<その他事業>は前期比7.5%の減収となりました。

なお、事業別の売上高は、以下の表のとおりであります。

| 事業別          | 売上高           |          |           |
|--------------|---------------|----------|-----------|
|              | 金額            | 前期比率     | 構成比率      |
| 物流事業         | 99,417<br>百万円 | 6.5<br>% | 85.0<br>% |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 14,796        | 3.4      | 12.6      |
| その他事業        | 2,752         | △7.5     | 2.4       |
| 合計           | 116,967       | 5.7      | 100.0     |

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資は、物流拠点の確保、保管設備の増強ならびに輸送力強化・環境対応のための車輛・機械荷役装置への投資などであり、その総額は3,938百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した主要設備は次のとおりであります。

- ・鹿島平井倉庫（指定可燃物倉庫）建設（茨城県鹿嶋市）

## ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

(単位：百万円)

| 区分                  | 第114期<br>平成27年度 | 第115期<br>平成28年度 | 第116期<br>平成29年度 | 第117期<br>(当連結会計年度)<br>平成30年度 |
|---------------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|
| 売上高                 | 99,902          | 104,824         | 110,685         | 116,967                      |
| 経常利益                | 5,864           | 6,149           | 6,786           | 8,315                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益 | 3,978           | 4,420           | 4,699           | 5,937                        |
| 1株当たり当期純利益          | 222円30銭         | 247円03銭         | 258円06銭         | 298円97銭                      |
| 総資産                 | 114,046         | 122,231         | 127,608         | 130,167                      |
| 純資産                 | 68,222          | 73,705          | 81,096          | 86,388                       |
| 1株当たり純資産            | 3,807円60銭       | 4,114円02銭       | 4,234円74銭       | 4,255円43銭                    |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
3. 平成30年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。第114期（平成27年度）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、直前3事業年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

### (3) 重要な子会社の状況

| 会社名                        | 資本金                     | 当社の議決権比率         | 主要な事業内容           |
|----------------------------|-------------------------|------------------|-------------------|
| 丸十運輸倉庫株式会社                 | 百万円<br>121              | 100.0 %          | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全北海道運輸株式会社                | 30                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全水戸運輸株式会社                 | 30                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全京浜物流株式会社                 | 250                     | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全鹿島物流株式会社                 | 130                     | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全中部物流株式会社                 | 70                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全関西物流株式会社                 | 150                     | 100.0            | 物流事業              |
| 昭和物流株式会社                   | 50                      | 95.0             | 物流事業              |
| 昭和アルミサービス株式会社              | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| SASロジスティックス株式会社            | 150                     | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| 株式会社スマイルライン                | 35                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全京葉物流株式会社                 | 50                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全港運株式会社                   | 80                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全トランスパック株式会社              | 20                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全流通サービス株式会社               | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全茨城流通株式会社                 | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全九州運輸株式会社                 | 20                      | 100.0            | 物流事業              |
| 武州運輸倉庫株式会社                 | 90                      | 100.0            | 物流事業              |
| 丸全中部流通株式会社                 | 20                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全関西流通株式会社                 | 15                      | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 鹿島タンクターミナル株式会社             | 1,000                   | 93.5             | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全電産ロジステック株式会社             | 250                     | 100.0            | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| 丸全電産儲運(平湖)有限公司             | 2,400<br>(千米ドル)         | 100.0<br>(100.0) | 物流事業、構内作業及び機械荷役事業 |
| ベトナム丸全電産ロジステック会社           | 16,110,930<br>(千ベトナムドン) | 100.0<br>(100.0) | 物流事業              |
| マルゼン・オブ・アメリカ<br>インコーポレイテッド | 3,600<br>(千米ドル)         | 100.0            | 物流事業              |

- (注) 1. 議決権比率の( )内は、間接所有割合の内数であります。  
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社25社であり、持分法適用関連会社は2社であります。  
3. 丸十運輸倉庫株式会社は、平成31年3月15日付の株式取得により100%子会社となりました。  
4. ベトナム丸全電産ロジステック会社は、平成30年8月に15,577,500千ベトナムドンの増資を行っております。

#### (4) 対処すべき課題

今後の我が国経済は、世界経済の緩やかな減速を背景に、輸出の伸び悩みが続き、輸出企業を中心に設備投資の増勢も鈍化する見込みですが、省力化・自動化などに向けた投資は底堅く推移すると見られ、国内需要に支えられる形で景気回復基調が持続される見通しです。しかしながら、10月に予定されている消費増税については、前回よりも影響度合いは小さいとはみられるものの、可処分所得の減少を通じて消費行動に対する悪影響は避けられません。消費増税に伴う物価上昇の影響については、日本経済の実力が試されることにもなります。

このような状況のもと、当社グループでは、2019年度を初年度とする3か年にわたる第7次中期経営計画を策定し、4月から実施しております。本計画においては、社会基盤の一翼を担う企業グループとして、創業以来の成長の基盤となっている「品質」を維持しつつ、安定的な物流サービスを提供するとともに、顧客の課題を発見し解決する提案力を強化することで、顧客にとっての「ロジスティクス・パートナー」としての使命を果たしたいと考えています。本計画では、

- (1) 多様な人材のニーズに応える人事制度、組織づくりを進める
- (2) 作業現場の機械化、事務作業のシステム化、輸送の自社化を進める
- (3) 3 P L 事業を発展させ「課題解決型ビジネス」を強化する
- (4) E S G（環境、社会、ガバナンス）に重点を置いた取組みを強化する

上記を主な狙いとし、「1. 事業競争力の強化 2. 企業基盤の強化」を重点施策に、当社グループ全役員・社員が一丸となり、第7次中期経営計画に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何とぞ格別のご理解をいただき、倍旧のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容** (平成31年3月31日現在)

当社グループは、物流事業を主な事業として、以下の事業活動を展開しております。

| 事業区分         | 主要な事業内容                                                                                            |
|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 物流事業         | 貨物自動車運送事業、利用運送事業（貨物自動車・鉄道・外航海運・内航海運・航空）、港湾運送事業（一般港湾運送・港湾荷役（船内、沿岸）・船運送）、倉庫業、通関業、梱包業、海上運送事業、航空運送代理店業 |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 工場構内での原料、製品、重量物、精密機械等の移送、組立、充填、構内倉庫への保管、入出荷作業とこれらに附帯する諸作業並びに機械の賃貸                                  |
| その他事業        | 建設業、警備業、不動産業、保険代理業、自動車整備業                                                                          |

(6) **主要な事業所** (平成31年3月31日現在)

① 当社

本社 横浜市中区南仲通二丁目15番地  
支店 鹿島支店（茨城県神栖市） 東京海運支店（東京都港区）  
川崎支店（川崎市川崎区） 関東支店（横浜市中区）  
中部支店（名古屋市中村区） 関西支店（大阪市北区）  
東京事務所（東京都港区） 堺泉北支店（堺市堺区）

\*平成31年4月1日付機構改訂において、海運業務部を横浜海運支店（横浜市中区）としております。

② 重要な子会社の本社

丸十運輸倉庫株式会社（岡山県岡山市）  
丸全北海道運輸株式会社（北海道苫小牧市）  
丸全水戸運輸株式会社（茨城県笠間市）  
丸全京浜物流株式会社（横浜市旭区）  
丸全鹿島物流株式会社（茨城県神栖市）  
丸全中部物流株式会社（名古屋市中川区）  
丸全関西物流株式会社（神戸市東灘区）  
昭和物流株式会社（川崎市川崎区）  
昭和アルミサービス株式会社（栃木県小山市）  
S A S ロジスティック株式会社（栃木県小山市）  
株式会社スマイルライン（千葉県船橋市）  
丸全京葉物流株式会社（千葉県市原市）  
丸全港運株式会社（横浜市中区）  
丸全トランスパック株式会社（横浜市鶴見区）  
丸全流通サービス株式会社（横浜市中区）  
丸全茨城流通株式会社（茨城県神栖市）  
丸全九州運輸株式会社（北九州市小倉北区）  
武州運輸倉庫株式会社（千葉県船橋市）  
丸全中部流通株式会社（名古屋市中村区）  
丸全関西流通株式会社（大阪市北区）  
鹿島タンクターミナル株式会社（茨城県神栖市）  
丸全電産ロジステック株式会社（東京都港区）  
丸全電産儲運（平湖）有限公司（中国浙江省）  
ベトナム丸全電産ロジステック会社（ベトナム ホーチミン市）  
マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド  
（米国カリフォルニア州）

(7) **使用人の状況** (平成31年3月31日現在)

① **企業集団の使用人の状況**

| 事業区分         | 使用人数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------------|--------|-------------|
| 物流事業         | 2,562名 | 61名増        |
| 構内作業及び機械荷役事業 | 883名   | 15名増        |
| その他事業        | 119名   | 2名減         |
| 全社(共通)       | 185名   | 20名増        |
| 合計           | 3,749名 | 94名増        |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

② **当社の使用人の状況**

| 使用人数   | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|--------|-----------|-------|--------|
| 1,140名 | 27名増      | 41.6歳 | 16.9年  |

(注) 使用人数は就業員数で記載しております。

(8) **主要な借入先の状況** (平成31年3月31日現在)

| 借入先         | 借入額      |
|-------------|----------|
| 株式会社横浜銀行    | 8,448百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 7,453    |
| 株式会社みずほ銀行   | 1,601    |

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

当社の持分法適用関連会社である国際埠頭株式会社は、当社が同社株式を追加取得することで、令和元年6月21日付で当社の連結子会社となる予定です。



## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (平成31年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 20,612,844株 (自己株式4,659株を含んでおります。)
- ③ 株主数 4,141名
- ④ 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                                                | 持 株 数   | 持 株 比 率 |
|------------------------------------------------------|---------|---------|
| 丸 全 商 事 株 式 会 社                                      | 1,645千株 | 7.98%   |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社                              | 1,219   | 5.91    |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 ) | 1,030   | 4.99    |
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行                                      | 903     | 4.38    |
| 丸 全 昭 和 運 輸 取 引 先 持 株 会                              | 801     | 3.89    |
| 三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社                            | 743     | 3.60    |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行<br>株 式 会 社 ( 信 託 口 )     | 654     | 3.17    |
| 横 浜 振 興 株 式 会 社                                      | 441     | 2.14    |
| 日 本 生 命 保 険 相 互 会 社                                  | 402     | 1.95    |
| 損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社                      | 360     | 1.74    |

(注) 持株比率は自己株式 (4,659株) を控除して計算しております。

### ⑤ その他株式に関する重要な事項

- ・平成30年10月1日付で、普通株式につき5株を1株とする株式併合を行うとともに、同日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。これにより、発行済株式の総数は、81,575,904株減少しております。
- ・転換社債の新株予約権の行使により、前期末より3,787,866株増加しております。

### (2) 新株予約権等の状況 (平成31年3月31日現在)

#### その他新株予約権等に関する重要な事項

平成26年2月17日開催の取締役会決議に基づき発行した、丸全昭和運輸(株)130%コールオプション条項付第5回無担保転換社債型新株予約権付社債(期中償還請求権および転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)は、平成31年3月27日に行使期間が終了し、平成31年3月29日に満期償還いたしました。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役および監査役の状況 (平成31年3月31日現在)

| 地 位       | 氏 名       | 担当および重要な兼職の状況                                                                |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 浅 井 俊 之   |                                                                              |
| 代表取締役専務   | 大 西 敬 二   | 全部門、全関係会社統括<br>営業本部長                                                         |
| 常 務 取 締 役 | 中 村 匡 宏   | 中部支店、関西支店、堺泉北支店、鹿島支店、成<br>田物流センター管掌                                          |
| 常 務 取 締 役 | 加 山 等     | 営業本部副本部長                                                                     |
| 常 務 取 締 役 | 鈴 木 秀 明   | 海外事業本部長、海外事業推進部長<br>マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド<br>取締役社長<br>丸全電産儲運 (平湖) 有限公司 董事長 |
| 常 務 取 締 役 | 中 野 正 也   | 総務部、経営企画部、人事部、物流品質環境部<br>管掌・担当                                               |
| 常 務 取 締 役 | 石 川 健 一   | 経理部、関連事業部、情報システム部、A E O 総<br>括管理室管掌・担当                                       |
| 常 務 取 締 役 | 龍 康 殿 秀 尊 | 海運業務部、港運部、輸出梱包センター、通関・<br>保税部、東京海運支店管掌・担当                                    |
| 常 務 取 締 役 | 若 尾 正 道   | 関東支店管掌・担当                                                                    |
| 常 務 取 締 役 | 岡 田 廣 次   | 川崎支店、機工部管掌・担当                                                                |
| 取 締 役     | 野 口 利 英   | 鹿島支店、成田物流センター担当<br>丸全水戸運輸株式会社 代表取締役社長                                        |
| 取 締 役     | 嶋 田 良 二   | 中部支店、関西支店、堺泉北支店担当<br>丸全中部流通株式会社 代表取締役社長                                      |
| 取 締 役     | 安 藤 雄 一   | 営業企画部、営業開発部、3 P L 事業部担当<br>丸全北海道運輸株式会社 代表取締役社長                               |
| 取 締 役     | 福 田 俊 司   | 内部監査室担当<br>内部監査室長                                                            |
| 取 締 役     | 内 藤 彰 信   |                                                                              |
| 取 締 役     | 梅 若 和 子   | 飛騨川温泉土地株式会社 代表取締役                                                            |
| 常 勤 監 査 役 | 山 形 正 治   |                                                                              |
| 常 勤 監 査 役 | 澁 谷 康 弘   | 株式会社有隣堂 社外監査役                                                                |
| 監 査 役     | 竹 内 伸 行   | 三菱UFJ不動産販売株式会社 代表取締役社長<br>東京応化工業株式会社 社外監査役                                   |
| 監 査 役     | 佐 藤 昭 雄   | 佐藤昭雄会計事務所 所長                                                                 |

- (注) 1. 取締役内藤彰信および梅若和子の両氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役澁谷康弘、竹内伸行、佐藤昭雄の3氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役山形正治氏は、平成10年以来、平成24年に常勤監査役に就任するまでの間、当社の経理部長ならびに財務担当の役付取締役を経験しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役佐藤昭雄氏は、公認会計士ならびに税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 当社は、取締役内藤彰信および梅若和子ならびに監査役佐藤昭雄の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 6. 当事業年度の取締役の異動は次のとおりであります。  
 (1) 平成30年6月28日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって取締役相談役野口正剛、取締役村田安通の両氏が任期満了により退任いたしました。  
 (2) 平成30年6月28日開催の第116回定時株主総会において、新たに福田俊司氏が取締役に就任いたしました。  
 (3) 代表取締役専務大西敬二氏は平成31年3月31日をもって逝去により退任いたしました。

② 取締役および監査役に支払った報酬等の総額  
 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員       | 支給額           |
|--------------------|------------|---------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 18名<br>(2) | 348百万円<br>(7) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(3)   | 31<br>(20)    |
| 合 計                | 22         | 380           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役ならびに監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員報酬制度の見直しを行い、退職慰労金制度を廃止するとともに、役員賞与もそれぞれ報酬額に組み込み「取締役は年額350百万円以内」「監査役は年額36百万円以内」と決議をいただいております。  
 3. 平成19年6月28日開催の第105回定時株主総会において、役員退職慰労金の打切り支給を決議しております。当事業年度末現在における今後の打切り支給予定額は、以下のとおりであります。なお、支給時期は各役員の退任時としております。  
 ・取締役3名 23百万円

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係  
 ・取締役梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役であります。なお、当社は飛騨川温泉土地株式会社との間には特別な関係はありません。  
 ・常勤監査役澁谷康弘氏は、株式会社有隣堂の社外監査役であります。なお、当社は株式会社有隣堂との間には特別な関係はありません。  
 ・監査役竹内伸行氏は、三菱UFJ不動産販売株式会社の代表取締役社長（平成31年4月2日付同社取締役会長に就任）および東京応化工業株式会社の社外監査役であります。なお、当社は各兼職先との間には特別な関係はありません。

- ・ 監査役佐藤昭雄氏は、佐藤昭雄会計事務所の所長であります。なお、当社は佐藤昭雄会計事務所との間には特別な関係はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況  
取締役会および監査役会への出席状況

| 区分  | 氏名   | 取締役会<br>出席状況       | 監査役会<br>出席状況       | 発言状況                                                                                                                |
|-----|------|--------------------|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 内藤彰信 | 16回中16回<br>(100%)  | —                  | 他社での経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。                                    |
|     | 梅若和子 | 16回中16回<br>(100%)  | —                  | 飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点をもって、社外取締役として独立した立場からコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 澁谷康弘 | 16回中16回<br>(100%)  | 14回中14回<br>(100%)  | 株式会社横浜銀行の取締役執行役員として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                   |
|     | 竹内伸行 | 16回中16回<br>(100%)  | 14回中14回<br>(100%)  | 三菱UFJ信託銀行株式会社の専務取締役として、経営に深く参画された経験に基づき、取締役会、監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                |
|     | 佐藤昭雄 | 16回中15回<br>(93.8%) | 14回中13回<br>(92.9%) | 長年にわたる公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有しており、社外監査役として取締役会、監査役会で財務の健全性や正確性の観点から適切な助言を行っております。                                 |

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を結んでおります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成30年7月1日をもって、EY新日本有限責任監査法人に名称を変更しております。

##### ②会計監査人に対する報酬等

- ・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

EY新日本有限責任監査法人 39百万円

- ・当社および子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

EY新日本有限責任監査法人 40百万円

(注) 1. 当社とEY新日本有限責任監査法人との間の監査契約において会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別していないため、上記の報酬等の額には、これらの合計金額を記載しております。

2. 当社の重要な海外子会社（マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド）につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

##### ③監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から説明を受けた当該事業年度の監査計画にかかる監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算定根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

##### ④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および運用状況の概要は以下のとおりであります。

### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、会社の重要な業務執行を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役監査基準等に基づき取締役の職務の執行を監査する。

#### (運用状況)

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役16名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しています。

当事業年度に開催された取締役会は16回で、取締役会では法令、定款、取締役会規程等に基づき上程された会社の重要な業務執行を審議し、決議しました。

また、毎月開催される定例取締役会では、各取締役から執行状況の報告を求め、取締役の職務の執行を監督しました。

監査役は、監査役監査基準等に基づき取締役会およびその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査しました。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令および情報管理規程等の社内規程に基づき、情報の管理を行うとともに、取締役会議事録、稟議書等の文書の保存を行う。

当社は、個人情報の管理については、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄する個人情報保護管理委員会を設置し、当社が定めた個人情報保護管理規程に基づき対応する。

#### (運用状況)

取締役会議事録、稟議書等の取締役の職務の執行に係る各種情報については、各規程に基づき適切に保存および管理を行っています。

個人情報については、個人情報保護管理委員会のもと個人情報保護管理規程に基づき適切に対応しています。

またマイナンバーについては、特定個人情報管理規程に基づき適切に管理しています。

当事業年度は、情報セキュリティを強化するため、情報システム部と一部の部門において、ISO27001（情報セキュリティシステム認証制度）の認証を取得しました。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理を統括する組織として代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するリスク管理委員会を設置し、当社が定めたリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築および運用を行う。

各部門の長は、それぞれの部門に関するリスクの管理を行い、かつ、定期的にリスク管理の状況をリスク管理委員会に報告する。

#### (運用状況)

リスク管理規程に基づきリスクアセスメントを実施して、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

倉庫建設等の投資案件については、大型投資事前審査委員会にて、個別の投資リスクを確認しています。

また、大規模地震等の災害の発生に備え、事業継続計画（BCP）を策定して事業継続・復旧マニュアル等を整備し、復旧対策本部訓練と社員の安否確認訓練を定期的実施しています。

リスク管理委員会の活動状況は、CSR推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画を定め、当社グループとして達成すべき目標を明確化し、各部門においては、その目標達成にむけた具体策を立案し実行する。

当社は、取締役会を経営の基本方針や経営上の重要な事項について決定する機関であるとともに、取締役の職務の執行状況を監督する機関として位置づけ、月1回の定例取締役会と必要に応じて臨時取締役会を随時開催できる体制を整え、意思決定の迅速化と業務執行の厳正な監督を行う。

当社は、代表取締役社長直轄の機関として常務会を設置し、毎週1回開催して取締役会の決議事項やその他重要案件に対する十分な事前審議を行う。

#### (運用状況)

取締役会は、第6次中期経営計画（平成28年度～平成30年度）について、四半期ごとに進捗状況の報告を求め、取締役の職務の執行が効率的に行われるよう監督しました。

また取締役会決議事項については、常務会において十分な事前審議を経て決議しています。

#### 5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社の社員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、代表取締役社長が議長を務めるCSR推進会議が管轄するコンプライアンス委員会を設置する。

当社は、社員の行動規範を定め、社内に周知徹底させるとともに、コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンスに関する研修、マニュアルの作成・配付等を行うことにより、社内に対しコンプライアンスの知識を高めると同時にコンプライアンスを尊重する意識を醸成する活動を行い、コンプライアンス体制の維持と管理に努める。また、内部通報規程を定めて、社員からの通報を適切に取扱い、必要な調査・是正措置を実施する。

#### (運用状況)

コンプライアンス委員会は、社員の行動規範をはじめとする当社の方針を記載した方針手帳を作成して社員に配付し、コンプライアンス教育を実施しています。

また、当社の事業に係る法律について、公布されたものを半年ごとにチェックし、改正点への対応を実施しています。

コンプライアンス委員会の活動状況は、CSR推進会議および取締役会にて定期的に報告しています。

#### 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は、当社の定める関係会社管理規程に基づき、重要な承認事項については当社の所定の承認を得ることとし、また、重要な報告事項については当社の常務会に報告することとする。

### **(運用状況)**

子会社の重要な承認事項については、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会、稟議書等で承認するとともに、重要な報告事項についても当社の常務会に報告されています。

## **7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、当社に準じたリスク管理体制を構築しリスクの管理を行う。

### **(運用状況)**

子会社は、当社のリスク管理規程に基づき、子会社ごとにリスク管理責任者とリスク管理担当者を任命して、リスク管理体制を構築しています。重要な子会社では、当社に準じてリスクアセスメントを実施し、経営に重要な影響を与える可能性のあるリスクを特定し、対策を実施しています。

当社が策定している事業継続計画（BCP）は子会社にも適用し、安否確認訓練は子会社の社員にも実施しています。

また、子会社では、独自の事業継続・復旧マニュアルを整備しています。

## **8. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社は、子会社を管理する部署として関連事業部を置くとともに関係会社管理規程を制定し、業務の円滑化と管理の適正化をはかり、子会社の取締役、監査役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

### **(運用状況)**

子会社は、当社が策定する中期経営計画に基づき、各社ごとに社長方針と重点施策を策定し、定期的に進捗状況を報告しています。

子会社の代表者は、当社の部支店長会への出席や業務日報にて、職務の執行状況を定期的に報告しています。

関連事業部は、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、定期的に関係会社会議を開催して、共通課題について指導を実施しています。

## **9. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス体制を構築する。当社が定めた行動規範は子会社の社員にも適用する。

### **(運用状況)**

子会社は、当社のコンプライアンス規程に基づき、子会社ごとにコンプライアンス責任者とコンプライアンス担当者を任命して、コンプライアンス体制を構築しています。

コンプライアンス委員会は、行動規範を記載した方針手帳を、子会社の社員にも配付しています。

また、当社グループの事業に係る法律の改正をチェックし、必要に応じて子会社に通知、教育を実施しています。

## **10. その他の会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

コンプライアンス委員会は、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築に努める。

リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスク管理体制の構築に努める。

当社は、代表取締役社長直轄の部署として内部監査室を置き、当社ならびに当社グループにおける内部管理体制の適切性、有効性を検証する。



### **(運用状況)**

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス規程に基づき、当社グループ全体のコンプライアンスの維持管理体制を構築しています。

リスク管理委員会は、リスク管理規程に基づき、当社グループの事業目的の達成を阻害する要因を特定し、対応策を実施しています。

内部監査室は、監査計画に基づき、当社ならびに子会社にて内部監査を実施し、監査結果を常務会に報告しています。

## **11. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現在、当社では、監査役の職務を補助すべき社員はいないが、監査役または監査役会から要請があった場合は、監査役室を置き、必要な人員を配置する。

### **(運用状況)**

当事業年度においては、監査役または監査役会から監査役の職務を補助すべき使用人の要請はありませんでした。

## **12. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役室の社員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

### **(運用状況)**

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

## **13. 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性に関する事項**

監査役室の社員は、当社の全ての取締役および社員の指揮命令を受けないことを、職制規程に明記し、これを徹底する。

### **(運用状況)**

当事業年度においては、監査役室の社員はいませんでした。

## **14. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および社員は、会社に重大な損失を与える事項が発生または発生する恐れがあるとき、または、取締役および社員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が発生したときは、監査役または監査役会に報告する。

部門を担当する取締役は、当該部門長とともに、定期的または必要に応じ、担当する部門のリスク管理体制を含めた現況について監査役または監査役会に報告するものとする。

### **(運用状況)**

コンプライアンス委員会ならびにリスク管理委員会の活動について、四半期ごとに取締役会において監査役にも報告しています。

社員からの内部通報は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、監査役へ直接報告できる体制を整備しています。

## **15. 子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

当社は、内部通報規程に基づき、当社グループの内部通報制度を整備運用する。内部通報制度の窓口となる部門は総務部とし、子会社の取締役、監査役および社員から通報を受けたときは、当社の監査役に報告する。

#### **(運用状況)**

子会社の社員等より通報を受けた場合は、窓口である総務部より監査役に報告しています。

また社外取締役と監査役からなる社外窓口を設置し、子会社の社員等からも直接通報できる体制を整備しています。

#### **16. 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社は、当社グループの社員が監査役へ情報提供をしたことを理由とした不利益な処遇は、一切行わない。

#### **(運用状況)**

内部通報規程において、通報したことを理由に、通報者に対し不利益な取扱いや通報者の職場環境が悪化することがないように、適切な措置を講ずることを規定しています。

#### **17. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役は職務の執行について生ずる費用を会社に請求できることとし、会社はその費用を負担する。

#### **(運用状況)**

監査役が職務の執行のために支払った費用については、速やかに処理しています。

#### **18. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および社員は、監査役監査に対する理解を深め、監査役監査の環境を整備するよう努める。

監査役は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催し、また、内部監査室との連携をはかり、会社との適切な意思疎通と効果的な監査業務の遂行をはかる。

監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会、部支店長会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または社員にその説明を求めることとする。

監査役は、当社の会計監査人から定期的に会計監査内容についての報告を受けるとともに、意見交換を行い会計監査人との連携をはかる。

#### **(運用状況)**

監査役は、代表取締役、内部監査室、当社の会計監査人と定期的な会合を設け、報告を受けるとともに意見交換を行い、監査の実効性を確保しています。また、取締役会のほか常務会等の社内の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べ、また説明を求めています。

#### **19. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

当社は、金融商品取引法の定めに従い、当社グループの財務報告の信頼性と適正性の確保を目的として、財務報告に係る内部統制の構築を行う。

財務報告に係る内部統制と金融商品取引法およびその他の関係法令等との適合性を確保するため、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

#### **(運用状況)**

内部統制委員会は、財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況を評価し、必要に応じて是正を行い、取締役会に報告しています。

## (6) 株式会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））の一つとして、平成29年5月11日開催の当社取締役会において「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」の継続を決議し、平成29年6月29日開催の当社第115回定時株主総会において本プランの継続について承認を得ております。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような大規模買付行為を行なう者は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考え、係る提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行なう必要があると考えております。

### II. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和6年創業の総合物流企業であり、社是である「熱と努力」の下、経営理念の第一義に「お客様第一主義」を掲げ、国内外の関係会社や提携会社と一体となった物流ネットワークと最新のIT技術を駆使した海・陸・空にわたる複合一貫輸送に取り組んでまいりました。

このような当社及び当社グループの企業価値の源泉は、①高度化する物流市場の多様なニーズに即応できるグローバルな物流サービスの構築力と提案力、②最新の物流施設、豊富な経験と高度な技術を兼ね備えた高品質な現場力、③物流が公益に深く関わる事業である事を自覚し、コンプライアンスを第一に、安全、環境、品質等、CSRへの取組みを実践していることにあると考えております。

### Ⅲ.基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

#### 1. 本プランの概要と目的

当社は、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間、ならびに大規模買付行為を行なおうとする者との交渉の機会を確保するために、平成26年6月26日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂き、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）を継続しております。

本プランは、以下の通り、当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行なおうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行なおうとする者に対して、警告を行なうものです。

なお、本プランにおいては対抗措置の発動にあたって、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行なう経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行なうことにより透明性を確保することとしています。また、独立委員会の勧告がある等一定の場合には、株主意思の確認手続きとして、株主意思確認総会における株主投票、または書面投票のいずれかを選択し実施することがあります。

#### 2. 本プランの内容

本プランは以下の(i)又は(ii)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。大規模買付等を行ない、または行なおうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものとします。

- (i)当社が発行者である株式等について、保有者の株式等保有割合が20%以上となる買付け
- (ii)当社が発行者である株式等について、公開買付けに係る株式等の株式等所有割合およびその特別関係者の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）とともに、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断ならびに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等による大規模買付等の内容の検討等を行なうとともに、独立委員会に対し買収防衛策発動の是非について諮問します。

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合には、原則として当社取締役会に対し対抗措置の発動を勧告します。ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当であると判断される場合には、例外的措置として対抗措置の発動を勧告することがあります。

また、独立委員会が対抗措置の発動を勧告するに際して、事前に株主意思の確認を得る旨の意見を述べた場合、当社取締役会は、株主意思確認総会における株主投票又は書面投票のいずれかの方法を選択し、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。

本プランにおける対抗措置としては、新株予約権の無償割当てを行なうこととします。

なお、本プランの有効期間は、令和2年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。

#### Ⅳ.上記ⅡおよびⅢの取組みについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、次の理由から上記ⅡおよびⅢの取組みが上記Ⅰの基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

##### (1) 買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえております。

(2) 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式等に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行なうこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されているものです。

(3) 株主意思を重視するものであること

本プランは、平成29年6月29日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることとなります。従いまして、本プランの継続、変更および廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

(4) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

(5) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会がより適切な判断を下せるようにするため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議および勧告を客観的に行なう取締役会の諮問機関として独立委員会を設置します。独立委員会は、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している、当社の社外取締役、社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者等）から選任される委員3名以上により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主の皆様へ情報開示を行なうこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行なわれる仕組みを確保しています。

(6) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされており、従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行なうことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>52,199</b>	<b>流動負債</b>	<b>29,016</b>
現金及び預金	13,196	支払手形及び営業未払金	12,314
受取手形及び営業未収金	26,630	短期借入金	8,337
有価証券	8,999	1年内返済予定の長期借入金	870
貯蔵品	143	未払金	978
前払費用	613	未払費用	1,996
その他	2,617	未払法人税等	1,539
貸倒引当金	△2	未払消費税等	687
<b>固定資産</b>	<b>77,967</b>	賞与引当金	1,524
<b>有形固定資産</b>	<b>48,406</b>	役員賞与引当金	2
建物及び構築物	23,880	災害損失引当金	31
機械装置	2,088	その他	734
車両	1,221	<b>固定負債</b>	<b>14,762</b>
工具器具備品	101	社債	400
土地	20,440	長期借入金	10,432
リース資産	546	繰延税金負債	2,279
建設仮勘定	127	役員退職慰労引当金	38
<b>無形固定資産</b>	<b>2,241</b>	退職給付に係る負債	153
ソフトウェア	437	資産除去債務	717
のれん	1,224	その他	740
その他	579	<b>負債合計</b>	<b>43,779</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>27,320</b>	<b>(純資産の部)</b>	
投資有価証券	20,466	<b>株主資本</b>	<b>81,006</b>
長期貸付金	399	<b>資本金</b>	<b>10,117</b>
長期前払費用	57	<b>資本剰余金</b>	<b>9,879</b>
繰延税金資産	383	<b>利益剰余金</b>	<b>61,616</b>
退職給付に係る資産	106	<b>自己株式</b>	<b>△606</b>
その他	5,949	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>5,265</b>
貸倒引当金	△42	<b>その他有価証券評価差額金</b>	<b>5,514</b>
<b>資産合計</b>	<b>130,167</b>	<b>為替換算調整勘定</b>	<b>△230</b>
		<b>退職給付に係る調整累計額</b>	<b>△17</b>
		<b>非支配株主持分</b>	<b>116</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>86,388</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>130,167</b>

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		116,967
営 業 原 価		105,460
営 業 総 利 益		11,507
販売費及び一般管理費		4,004
営 業 利 益		7,502
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	590	
持分法による投資利益	201	
雑 収 入	213	1,005
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	157	
雑 損 失	34	191
経 常 利 益		8,315
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	59	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
補 助 金 収 入	44	104
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	61	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	8	
減 損 損 失	0	
固 定 資 産 圧 縮 損	43	
災 害 に よ る 損 失	116	231
税金等調整前当期純利益		8,189
法人税、住民税及び事業税		2,585
法人税等調整額		△347
当 期 純 利 益		5,952
非支配株主に帰属する当期純利益		14
親会社株主に帰属する当期純利益		5,937

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成30年4月1日 残高	9,154	8,758	56,923	△889	73,946
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)	963	963			1,926
剰 余 金 の 配 当			△1,244		△1,244
親会社株主に帰属する 当期純利益			5,937		5,937
自 己 株 式 の 取 得				△13	△13
自 己 株 式 の 処 分		158		296	454
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					-
連結会計年度中の変動額合計	963	1,121	4,692	282	7,060
平成31年3月31日 残高	10,117	9,879	61,616	△606	81,006

	その他の包括利益累計額				非 株 主 支 持 配 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成30年4月1日 残高	7,190	△187	40	7,044	106	81,096
連結会計年度中の変動額						
新 株 の 発 行 (新株予約権の行使)				-		1,926
剰 余 金 の 配 当				-		△1,244
親会社株主に帰属する 当期純利益				-		5,937
自 己 株 式 の 取 得				-		△13
自 己 株 式 の 処 分				-		454
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,676	△43	△58	△1,778	9	△1,768
連結会計年度中の変動額合計	△1,676	△43	△58	△1,778	9	5,291
平成31年3月31日 残高	5,514	△230	△17	5,265	116	86,388

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成31年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>40,942</b>	<b>流動負債</b>	<b>23,625</b>
現金及び預金	6,489	営業未払金	11,019
受取手形	1,268	短期借入金	7,917
営業未収金	21,048	1年内返済予定の長期借入金	693
有価証券	8,099	リース債務	30
貯蔵品	125	未払金	625
前払費用	367	未払費用	783
短期貸付金	994	未払法人税等	1,156
未収入金	142	未払消費税等	327
仮払金	59	預り金	187
立替金	646	前受収益	64
信託受益権	1,700	賞与引当金	788
<b>固定資産</b>	<b>72,932</b>	災害損失引当金	31
<b>有形固定資産</b>	<b>40,737</b>	<b>固定負債</b>	<b>13,339</b>
建物	19,599	社債	400
構築物	1,050	長期借入金	9,963
機械装置	1,732	リース債務	40
車両	378	繰延税金負債	2,134
工具器具備品	47	長期未払金	21
土地	17,743	資産除去債務	535
リース資産	65	その他	242
建設仮勘定	119	<b>負債合計</b>	<b>36,964</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>963</b>	(純資産の部)	
借地権	415	<b>株主資本</b>	<b>71,782</b>
商標権	0	<b>資本金</b>	<b>10,117</b>
電話加入権	7	<b>資本剰余金</b>	<b>9,876</b>
施設利用権	10	資本準備金	8,842
営業権	15	その他資本剰余金	1,033
ソフトウェア	429	<b>利益剰余金</b>	<b>51,801</b>
ソフトウェア仮勘定	84	利益準備金	1,658
<b>投資その他の資産</b>	<b>31,231</b>	その他利益剰余金	50,143
投資有価証券	15,984	特定資産買換圧縮積立金	1,420
関係会社株式	9,587	退職給与積立金	300
出資	3	別途積立金	43,193
関係会社出資金	315	繰越利益剰余金	5,229
長期貸付金	686	<b>自己株式</b>	<b>△12</b>
長期前払費用	22	<b>評価・換算差額等</b>	<b>5,127</b>
前払年金費用	119	その他有価証券評価差額金	5,127
差入保証金	1,331	<b>純資産合計</b>	<b>76,910</b>
有期年金保険	3,137	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>113,874</b>
その他の	175		
貸倒引当金	△131		
<b>資産合計</b>	<b>113,874</b>		

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		92,502
営業原価		84,169
営業総利益		8,332
販売費及び一般管理費		2,377
営業利益		5,955
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,006	
雑収入	143	1,150
営業外費用		
支払利息	123	
雑損失	28	152
経常利益		6,953
特別利益		
固定資産売却益	18	
投資有価証券売却益	0	
補助金収入	44	63
特別損失		
固定資産除売却損	60	
投資有価証券評価損	8	
減損損失	0	
固定資産圧縮損	43	
災害による損失	99	212
税引前当期純利益		6,804
法人税、住民税及び事業税		1,985
法人税等調整額		△305
当期純利益		5,125

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成30年4月1日から  
平成31年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本											株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金						自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計		
						特定資産買換圧縮積立金	退職給与積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
平成30年4月1日 残高	9,154	7,879	874	8,754	1,658	1,450	300	40,093	4,418	47,920	△295	65,534
事業年度中の変動額												
新株の発行 (新株予約権の行使)	963	963		963						-		1,926
特定資産圧縮積立金の取崩				-		△30			30	-		-
剰余金の配当				-					△1,244	△1,244		△1,244
別途積立金の積立				-				3,100	△3,100	-		-
自己株式の処分			158	158						-	296	454
自己株式の取得				-						-	△13	△13
当期純利益				-					5,125	5,125		5,125
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)				-						-		-
事業年度中の変動額合計	963	963	158	1,121	-	△30	-	3,100	811	3,880	282	6,248
平成31年3月31日 残高	10,117	8,842	1,033	9,876	1,658	1,420	300	43,193	5,229	51,801	△12	71,782

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成30年4月1日 残高	6,731	6,731	72,265
事業年度中の変動額			
新株の発行 (新株予約権の行使)		-	1,926
特定資産圧縮積立金の取崩		-	-
剰余金の配当		-	△1,244
別途積立金の積立		-	-
自己株式の処分		-	454
自己株式の取得		-	△13
当期純利益		-	5,125
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	△1,603	△1,603	△1,603
事業年度中の変動額合計	△1,603	△1,603	4,644
平成31年3月31日 残高	5,127	5,127	76,910

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

丸全昭和運輸株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、丸全昭和運輸株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和元年5月13日

丸全昭和運輸株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 聡 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 陽子 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、丸全昭和運輸株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## 3. 後発事象

特に記載すべき事項はありません。

令和元年5月16日

丸全昭和運輸株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 澁谷 康 弘 ㊞

常勤監査役 山形 正 治 ㊞

監査役（社外監査役） 竹内 伸 行 ㊞

監査役（社外監査役） 佐藤 昭 雄 ㊞

以上



# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、長期的に安定した配当の維持を基本としながら、企業体質の強化と今後の事業展開等を勘案して以下のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分をさせていただきますと存じます。

### 1. 期末配当に関する事項

#### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

#### ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金35円といたしたいと存じます。

また、この場合の配当総額は721,286,475円となります。

(注) 当社は、平成30年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。平成30年9月30日を基準日とした中間配当(1株につき6円)を株式併合後に換算すると1株当たり30円になりますので、当期の年間配当金は1株当たり65円に相当いたします。これは、株式併合実施後に換算した前期の年間配当金相当額60円に比べ5円の増配となります。

#### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年6月28日といたしたいと存じます。

### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

#### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 3,700,000,000円

#### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 3,700,000,000円

## 第2号議案 取締役18名選任の件

取締役全員（15名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため、3名増員し、取締役18名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	あさ い とし ゆき 浅 井 俊 之 (昭和20年6月27日生)	昭和43年3月 当社入社 平成8年10月 当社中部支店長 平成13年6月 当社取締役 平成17年6月 当社常務取締役 平成21年6月 当社代表取締役専務 平成24年6月 当社代表取締役社長（現任）	17,000株
2	おか だ ひろ つぐ 岡 田 廣 次 (昭和33年12月1日生)	昭和57年3月 当社入社 平成21年6月 当社中部支店長 平成27年6月 当社取締役 平成27年10月 当社関西支店長 平成29年6月 当社常務取締役（現任）	4,700株
3	なか むら まさ ひろ 中 村 匡 宏 (昭和35年8月29日生)	昭和62年7月 当社入社 平成11年4月 当社経営企画室長 平成11年6月 当社取締役 平成13年6月 当社常務取締役（現任）	220,900株
4	すず き ひで あき 鈴 木 秀 明 (昭和27年11月23日生)	昭和53年3月 当社入社 平成20年6月 当社海外事業部長 平成20年6月 当社中国室長 平成23年6月 当社取締役 平成25年4月 当社海外事業推進部長 平成27年6月 当社常務取締役（現任） 平成27年6月 当社海外物流本部長 平成29年4月 当社海外事業本部長（現任） 平成30年6月 当社海外事業推進部長（現任） [重要な兼職の状況] マルゼン・オブ・アメリカ インコーポレイテッド 取締役社長 丸全電産儲運(平湖)有限公司董事長	4,100株
5	なか の まさ や 中 野 正 也 (昭和28年7月2日生)	昭和52年3月 当社入社 平成17年4月 当社総務部長 平成21年6月 当社取締役 平成28年6月 当社常務取締役（現任）	5,400株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
6	いし かわ けん いち 石 川 健 一 (昭和28年9月19日生)	昭和53年3月 当社入社 平成19年6月 当社経理部長 平成24年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役(現任)	4,200株
7	りゅうこう だん ひで たか 龍 康 殿 秀 尊 (昭和32年5月10日生)	昭和56年3月 当社入社 平成23年4月 当社物流品質環境部長 平成24年4月 当社川崎支店長 平成27年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役(現任)	5,100株
8	わか お まさ みち 若 尾 正 道 (昭和33年1月8日生)	昭和57年3月 当社入社 平成23年4月 当社関東支店長 平成27年6月 当社取締役 平成29年6月 当社常務取締役(現任)	4,100株
9	の ぐち とし ひで 野 口 利 英 (昭和35年8月1日生)	平成2年2月 当社入社 平成27年4月 当社鹿島支店長 平成29年4月 当社役員付部長 平成29年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 丸全水戸運輸株式会社代表取締役社長	3,200株
10	しま だ りょう じ 嶋 田 良 二 (昭和35年10月1日生)	昭和54年10月 当社入社 平成25年4月 当社関西支店長 平成27年10月 当社中部支店長 平成29年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 丸全中部流通株式会社代表取締役社長	3,000株
11	あん どう ゆう いち 安 藤 雄 一 (昭和40年4月15日生)	平成元年3月 当社入社 平成25年4月 当社営業企画部長 平成28年4月 当社営業企画部長兼3PL事業 部長 平成29年6月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 丸全北海道運輸株式会社代表取締役社長	3,100株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
12	ふく だ しゅん じ 福田 俊 司 (昭和28年12月12日生)	昭和51年4月 昭和電工株式会社入社 平成20年1月 昭和電工株式会社執行役員 平成23年3月 昭和電工株式会社取締役執行役員 平成27年1月 ユニオン昭和株式会社取締役社長 平成30年1月 ユニオン昭和株式会社相談役 平成30年6月 当社取締役(現任) 当社内部監査室長(現任)	2,000株
* 13	さくら い みつる 櫻 井 充 (昭和37年10月15日生)	昭和60年3月 当社入社 平成28年4月 当社総務部長 平成31年4月 当社役員付部長(現任)	5,715株
* 14	ふ わ こう いち 不破 浩 一 (昭和38年11月21日生)	昭和62年3月 当社入社 平成29年4月 当社関西支店長(現任)	1,275株
* 15	むら ばやし き いち 村 林 毅 一 (昭和43年3月9日生)	平成4年4月 当社入社 平成28年8月 当社機工部長(現任)	619株
16	ない とう あき のぶ 内 藤 彰 信 (昭和23年12月12日生)	昭和46年4月 三菱商事株式会社入社 平成10年7月 米国CALIFORNIA OILS CORP.社長 平成14年6月 国際埠頭株式会社代表取締役社長 平成14年6月 株式会社ケー・エフ代表取締役社長 平成21年6月 国際埠頭株式会社顧問 平成23年6月 当社社外取締役(現任)	-
17	うめ わか かず こ 梅 若 和 子 (昭和21年7月18日生)	平成13年12月 特別非営利法人日本伝統文化交 流協会理事長(現任) 平成17年10月 Umewaka International株式 会社代表取締役社長 平成20年6月 Umewaka International株式 会社代表取締役(現任) 平成23年5月 飛騨川温泉土地株式会社代表取 締役社長 平成27年2月 飛騨川温泉土地株式会社代表取 締役(現任) 平成28年6月 当社社外取締役(現任)	-
* 18	さ とう あき お 佐 藤 昭 雄 (昭和25年12月20日生)	昭和54年10月 新光監査法人入所 昭和58年3月 公認会計士登録 平成19年6月 新日本監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 平成20年6月 佐藤昭雄会計事務所所長(現任) 平成29年6月 当社社外監査役(現任)	-

(注) 1. \*印は、新任の取締役候補者であります。

2. 鈴木秀明氏は、上記の[重要な兼職の状況]とは別に、PT.Maruzen Samudera Taiheiyō (マルゼン・サムデラ・タイハイヨー) の代表取締役副社長を兼務しており、当社は同社と継続的な取引があります。その他の各候補者につきましては、当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 内藤彰信氏は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、また当社から独立した立場にあり、当社のコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 梅若和子氏は、飛騨川温泉土地株式会社の代表取締役として長年の経営に携わり、その豊富な経験と知識を活かし、グローバルかつ女性の視点から、当社の経営を監督していただくと共に、今後さらに推進すべく女性の活躍に貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 佐藤昭雄氏は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての活動により深い専門知識と経験を有しており、当社の社外監査役として取締役会、監査役会で財務の健全性や正確性の観点から貢献していただいた実績を、取締役として経営に監督していただくために社外取締役として選任をお願いするものであります。
7. 内藤彰信および梅若和子の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結時をもって、内藤彰信氏が8年、梅若和子氏が3年となります。また、佐藤昭雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、2年となります。
8. 当社は、内藤彰信、梅若和子および佐藤昭雄の3氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容の概要は、事業報告中の「2. 会社の現況 (3) 会社役員状況」における「③社外役員に関する事項」の「ハ.責任限定契約の内容の概要」(12頁)に記載のとおりであり、内藤彰信および梅若和子の両氏の再任が承認され、また、佐藤昭雄氏が新たに選任された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
9. 当社は、内藤彰信、梅若和子の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏を独立役員として継続する予定であります。また、佐藤昭雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
10. 新任の取締役候補者であります櫻井充、不破浩一および村林毅一の3氏が所有する株式会社には、平成31年3月31日現在の当社従業員持株会における本人の持分をそれぞれ含めております。

### 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
かわぐち えつこ 川口恵都子 (昭和48年1月15日生)	平成7年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任 監査法人トーマツ) 入所 平成19年6月 公認会計士登録 平成12年1月 PwCフィナンシャル・アドバイザー・サービス株式会社入社 平成14年4月 中央青山監査法人入所 平成23年7月 公認会計士川口事務所所長(現任) 平成23年9月 コントロールソリューションズ株式会社マネージャー(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川口恵都子氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 川口恵都子氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、会社経営に直接関与した経験はありませんが、長年にわたる公認会計士としての活動ならびにM&A、内部監査、内部統制報告制度、コーポレートガバナンス制度やIR業務等の支援活動により、深い専門知識と幅広い経験を有しており、社外監査役として取締役会、監査役会で財務の健全性や正確性の観点から適切な助言を頂けるものと判断しております。
4. 川口恵都子氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額といたします。
5. 川口恵都子氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

以上

メ 毛

A series of 18 horizontal dashed lines, evenly spaced, extending across the width of the page. These lines are intended for handwriting practice, providing a guide for letter height and placement.

## 第117回定時株主総会会場のご案内図

会場…横浜市中区尾上町一丁目8番地 関内新井ビル11階

関内新井ホール

電話 045-681-6763

- J R 線／関内駅下車徒歩2分
- 横浜市営地下鉄／関内駅下車徒歩1分
- みなとみらい線／日本大通り駅下車徒歩10分
- バス／市庁前下車徒歩1分

